

まちづくり基本条例の概要

大口町まちづくり基本条例は、大口町のまちづくりの基本的な理念やルールなどを明らかにしたもので、地域の皆さんをはじめとするまちづくりの担い手と、町議会、行政が一体となって「参加」と「参画」のまちづくりを進める基本規範となるものです。



北地域自治組織「北地域避難・防災訓練」

「まちづくり基本条例」の6つの制度

意見や提案を町政へ

1 まちづくり提案会議

みなさんからのまちづくり提案を、提案者と一緒になって考えます。

2 政策検討会議

重要な条例や計画等を定めるときは、みなさんに説明し、直接、意見や提案を伺います。

3 意見公募手続

重要な条例や計画等を定めるときは、事前に案を公表し、メール等で意見や提案を伺います。

※ 政策検討会議と意見公募手続のいずれか一方を選択することができます。



平成30年度 地域懇談会

まちづくりの情報を共有

4 出前対話

みなさんの要望に応じて、町の事業などの説明や意見交換を行います。

夢を描き語り合う

5 地域懇談会

まちの将来像やまちづくりの方針について、テーマを設けて、懇談する機会をつくります。
平成30年度のテーマ
「防災～皆さんの備えは万全？
今、一人ひとりにできること～」

意志を直接示す

6 住民投票制度

まちの将来に大きな影響を及ぼすような重大な案件の賛否を、「住民投票」で意思表示することができます。

「協働」への取り組み



第17回 五条川自然塾



南地域自治組織 防災訓練



れんげまつり